

「浦安市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託」

公募型プロポーザル募集要項

令和8年1月9日

浦安市 都市整備部 下水道課

1 業務の趣旨及び目的

本業務は本市における持続可能な下水道事業の実現のため、浦安市下水道事業の運営における現状を踏まえた課題を整理したうえで、官民連携の基本方針を検討するとともに、民間企業との最適な連携方法を選定することを目的として、ウォーターPPPを含む官民連携の導入可能性調査を行う。

よって、本募集要項は浦安市ウォーターPPP導入可能性調査業務の優先契約候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2 業務の概要

(1) 件名

浦安市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託

(2) 業務概要

「浦安市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託要求水準書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日～令和8年12月28日までとする。

(4) 委託上限額

22,220,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

(5) 履行場所

浦安市猫実一丁目1番1号

(6) 事務局

浦安市 都市整備部 下水道課 計画管理係

TEL：047-351-1111（代表）内線18458

TEL：047-712-6504（直通）

FAX：047-352-7996

Email：gesui@city.urayasu.lg.jp

3 参加資格要件

応募しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当していない者であること。
- ② 浦安市入札参加資格者名簿に登録されていること。登録していない場合は、速やかに登録を行うこと。
- ③ 応募書類の提出日から第一次審査日までに、浦安市一般競争入札参加停止及び指名競争停止等措置要項の規定による停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされ

- ていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、更正手続開始の決定又は、再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合は、この限りではない。
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続中でないこと。
- ⑥ 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ⑦ 会社実績として、過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度まで）に、国または地方公共団体が発注する上下水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務について、元請として完了した実績を有すること。

4 募集及び選定スケジュール

募集要項等の公表	令和 8 年 1 月 9 日（金）
質問の締切	令和 8 年 1 月 20 日（火）午後 5 時
質問への回答	令和 8 年 1 月 22 日（木）
参加申込み及び企画提案書の提出期限	令和 8 年 1 月 23 日（金）午前 9 時から 令和 8 年 2 月 9 日（月）午後 5 時まで
第一次審査結果の通知	令和 8 年 2 月 17 日（火）予定
第二次審査（ヒアリング）	令和 8 年 2 月 25 日（水）予定
審査結果の公表	令和 8 年 3 月上旬
契約協議・契約の締結	令和 8 年 3 月下旬

5 応募手続

（1）募集の実施

浦安市ホームページに募集要項を掲載・公募し募集を行う。

募集期間は、令和 8 年 1 月 23 日（金）午前 9 時から令和 8 年 2 月 9 日（月）午後 5 時までとする。

（2）質問の受付と回答

- ・質問しようとする者は、質問書（応募様式集 様式 1）に必要事項を記入し、担当課に E メールにて提出する。なお、質問書を提出後、担当課に電話にて受信確認を行うものとする。
- ・質問書の受付期間は、令和 8 年 1 月 9 日（金）～1 月 20 日（火）午後 5 時までとする。
- ・質問に関する回答は、浦安市ホームページにて公表する。

（3）参加申込書及び企画提案書の受付

応募者は、次の通り応募書類を提出するものとする。なお、作成方法の詳細は、応募様式集に従うものとする。

- ①受付期間 令和 8 年 1 月 23 日（金）から 2 月 9 日（月）まで
※土・日・祝日を除く
- ②受付時間 午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く。）
- ③提出先 浦安市 都市整備部 下水道課（浦安市役所 6 階）

- ④提出方法 浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、提出先に直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- ⑤提出書類 別表1のとおりとする。
- ⑥提出部数 8部（原本1部 副本7部）
- ※副本については、会社名、代表者役職、代表者氏名、代表者印、ロゴ若しくはその他応募者の類推可能な情報は表示しないこと。

6 審査の手続き

（1）第一次審査

提出された応募書類を審査し、第二次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表2「第一次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。

（2）第二次審査

事業者選定委員会は、提出された企画提案書、ヒアリング内容等について別表3「第二次審査の評価基準」に基づき非価格要素点の評価に加え、見積書（応募様式集 様式5）による価格点の評価を行い（総合評価）最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得したものに限る）を業務の受託予定者（優先交渉権者）として選定する。ただし、最高点を確保した応募者が複数あった場合は、業務計画の点数が最も高い応募者を受託予定者（優先交渉権者）として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加資格要件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

（3）ヒアリングの実施

①日時

令和8年2月25日（水）予定。なお、時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

②出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

③ヒアリング内容

企画提案書の内容に関する説明20分以内（プロジェクトの使用可）及び質疑応答15分程度の35分程度を予定する。なお、説明は先に提出した企画提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、企画提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は、主担当者が主として行うこと。

(4) 選定結果の通知公表

- ・第一次審査の結果については、応募者に書面及びEメールで通知する。
- ・第二次審査の結果については、第二次審査対象者に書面及びEメールで通知するとともに業者の受託予定者（優先交渉者）を浦安市ホームページで公表する。
- ・審査及び選定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ・応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 契約協議及び契約

- ・市は、第二次審査の結果を踏まえ受託予定者（優先交渉権者）と業務内容及び契約金等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約を行う。
- ・前項において協議が整わない場合、市は審査の得点上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

7 提出書類の取り扱い

- ① 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- ② 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- ③ 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

別表1

提出書類	様式	部数
参加申込書	様式2	正本1部
法人登記簿謄本		1部(提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)
財務諸表		1部(直近3か年分の貸借対照表及び損益計算書の写し(決算書))
納税証明書		1部 ※1
企画提案書	様式3	正本1部、副本7部 ※2・3
会社概要・実績	様式4-1, 4-2	各1部
見積書	様式5	各1部
応募書類チェックシート	様式6	1部

※1 直近1ヶ年の法人税、消費税及び地方消費税、法人住民税、固定資産税のものをいう。

- ※2 企画提案書は別添要求水準書に基づく具体的な提案であること。
- ※3 正本には、会社名、代表者役職及び代表者氏名を表示し、代表者印を押印すること。
副本には、会社名、代表者役職、代表者氏名、代表者印、ロゴ若しくは、その他応募者の類推可能な情報は、表示しないこと。

別表 2

第一次審査の評価基準

評価項目	判 斷 基 準	配 点
応募者の実績	本業務委託の履行に有効となる、企業の取組、資格、実績を有しているかを評価する。	20
取り組み姿勢	応募者の取組みに関する姿勢、方針等を評価する。	20
会社概要	会社概要及び信頼性の評価	10
合 計		50

別表3

○総合評価の方法

第二次審査対象者について「非価格要素点」と「価格点」の合計によって「総合評価点」を算出し総合評価点が最も高いものを受託予定者（優先交渉権者）として選定する。

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{非価格要素点} + \text{価格点}}$$

総合評価点は、100点を満点とする。

非価格要素点と価格点の比率は95:5とする。

1 第二次審査の評価基準（非価格要素点）

	評価項目	評価内容	配点
業務計画に関すること	業務実施方針	本市における課題を理解し、業務の内容が本市にとって適正なものとなっているか評価する。 A. 極めて評価できる (20点) B. 評価できる (15点) C. 中位 (10点) D. あまり評価できない (5点) E. 評価できない (1点)	20
	工程計画	現実的で適正な業務工程となっているか評価する。 A. 極めて評価できる (5点) B. 評価できる (4点) C. 中位 (3点) D. あまり評価できない (2点) E. 評価できない (1点)	5
	実施体制	適切な技術者及び人員体制となっているか評価する。 A. 極めて評価できる (10点) B. 評価できる (8点) C. 中位 (5点) D. あまり評価できない (3点) E. 評価できない (1点)	10
	業務実績	本業務に対して同種分野又は類似の PPP/PFI 案件の調査、検討、支援の実績があるか評価する。 A. 極めて評価できる (5点) B. 評価できる (4点) C. 中位 (3点) D. あまり評価できない (2点) E. 評価できない (1点)	5

業務実施方法	官民連携スキームの詳細検討方針	目標達成に対して適正な方針となっているか評価する。 A. 極めて評価できる (10点) B. 評価できる (8点) C. 中位 (5点) D. あまり評価できない (3点) E. 評価できない (1点)	10
	財政効果の検討方針	目標達成に対して抜け漏れなく必要な作業が示されているか評価する。 A. 極めて評価できる (10点) B. 評価できる (8点) C. 中位 (5点) D. あまり評価できない (3点) E. 評価できない (1点)	
	民間企業の意向調査方法	調査方法や方針が具体的に示されており、また本市にとって適正な手法となっているか評価する。 A. 極めて評価できる (10点) B. 評価できる (8点) C. 中位 (5点) D. あまり評価できない (3点) E. 評価できない (1点)	
プレゼンテーション	プレゼンテーション	内容がわかりやすく説明され、説得力があるか評価する。 A. 極めて評価できる (10点) B. 評価できる (8点) C. 中位 (5点) D. あまり評価できない (3点) E. 評価できない (1点)	10
	質疑応答への対応	質問に対して的確に回答できているか評価する。 A. 極めて評価できる (5点) B. 評価できる (4点) C. 中位 (3点) D. あまり評価できない (2点) E. 地域性なし (1点)	
追加提案内容		追加提案が本市にとって適切で意欲的か評価する。 A. 極めて評価できる (10点) B. 評価できる (8点) C. 中位 (5点) D. あまり評価できない (3点) E. 評価できない (1点)	10

	合 計	95
--	-----	----

2 第二次審査の評価基準（価格点）

以下のとおり価格点を算出する。

点数は、小数第3位を四捨五入した値とする。

価格点=全第二次審査対象者の中の最低価格÷各第二次審査対象者の提案価格×配点(5点)

《例》A・B・Cの3社がそれぞれ、A社31,104,000円、B社30,000,000円、C社28,00,000円を提案した場合。

$$A\text{社} = 28,000,000 \text{円} \div 31,104,000 \text{円} \times 5 \text{点} = 4.501\dots \approx 4.50 \text{点}$$

$$B\text{社} = 28,000,000 \text{円} \div 30,000,000 \text{円} \times 5 \text{点} = 4.667\dots \approx 4.67 \text{点}$$

$$C\text{社} = 28,000,000 \text{円} \div 28,00,000 \text{円} \times 5 \text{点} = 5 \text{点}$$